平成２５年（フ）第２３８２号
名古屋市中区松原２丁目１番22号　メゾンド・セティエーヌ205号
債務者　中島　洋子（旧姓森尾）
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７７号
熊本県玉名市岩崎776番地１
債務者　清田　健一
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第１号
熊本県荒尾市一部2182番地340
債務者　石橋　新一
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第９３号
福島市本内字中街道下３番地の３
債務者　鈴木のり子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１２６３号
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島208棟201号
債務者　宮宇地　豊
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２６４号
京都府城陽市寺田垣内後43番地の７
債務者　福谷　　守
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４３５号
京都府宇治市小倉町神楽田38番地の182
債務者　松下　晴子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４１７２号
大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号　白雲寮
債務者　加賀　萬造
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４７１号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目１番８―303号
債務者　五十嵐　聡
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５５２号
大阪市城東区今福南２丁目３番６号　青山文化１階１号室
債務者　山本　順子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６４６号
大阪市淀川区木川東２―17―11、住民票上の住所大阪市北区長柄西１丁目１番37号
債務者　西　　健一
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６８３号
大阪市西成区千本中１丁目６番17号　ダイキョーホームマンション202
債務者　金城　美幸（旧姓多木）
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７１８号
大阪府東大阪市足代２―５―５―305、住民票上の住所高知県高知市北秦泉寺26番地フォブールＫ102号
債務者　島田菜穂子（旧姓牧谷・岩本）
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７７３号
大阪市浪速区大国２丁目18番12号大国町エンビイハイム602号
債務者　池田　誠司
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８１５号
大阪府豊中市蛍池東町２丁目４番８―304号
債務者　松谷　洋子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８６４号
大阪府枚方市上野２丁目９番42―503号
債務者　大橋　丈侍
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９１３号
大阪府茨木市稲葉町１番10号タイガーマンション403号、前住所大阪府東大阪市吉田２丁目４番39号ＰＡＬＭＩＺＩＯ花園Ⅰ406号
債務者　村山　祐子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９２号
大阪市淀川区加島３丁目中５番４―707号
債務者　長友　禮子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部